

## 厚木市営体育施設の維持管理・運営に係る 指定管理者の更新及び指定管理者候補者の選定手法等について

### 1 施設の概要

#### (1) 施設名称・所在地

- ア 東町スポーツセンター（厚木市東町2番1号）
- イ 及川球技場（厚木市及川1丁目17番1号）
- ウ 猿ヶ島スポーツセンター（厚木市猿ヶ島195番地129）
- エ 南毛利スポーツセンター（厚木市温水西1丁目27番1号）

#### (2) 施設の設置目的

体育の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### 2 施設の維持管理・運営の現状

#### (1) 維持管理・運営の手法

平成18年度から指定管理者制度を導入

#### (2) 指定管理者選定手法

非公募により、（公財）厚木市スポーツ協会を指定

※公益財団法人への移行は、平成23年6月

#### (3) 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

#### (4) 指定管理者の業務

- ア 各施設の運営に関する業務
- イ 各施設の維持管理に関する業務
- ウ 事業計画書及び収支予算書の作成
- エ 事業報告の作成
- オ その他の業務

#### (5) 指定管理料

令和3年度	令和4年度	令和5年度
159,657,000円	163,110,000円	171,185,000円
493,952,000円		

(6) 利用者数

(単位：人)

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
東町	155,054	139,317	68,470	87,227	450,068
及川	65,803	65,311	23,306	60,857	215,277
猿ヶ島	62,983	56,395	36,865	47,409	203,652
南毛利	166,016	151,308	105,333	139,555	562,212
合計	449,856	412,331	233,974	335,048	1,431,209

※令和元年度末から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設休館等の措置をとった期間があります。

※及川球技場について、令和2年10月から令和3年3月まで工事のため、施設を閉場しております。

3 指定管理者の更新に係る検討

(1) 定量的評価の確認

ア 管理・運営に係る経費（令和3年度決算額を基に試算）・・・資料2

市営体育施設の管理・運営の手法として、市の直営又は指定管理者制度が想定されます。それぞれの手法に係る経費を比較すると、指定管理者制度の方が経費の削減につながるものと判断します。

イ 指定管理者制度導入後の利用者数について

指定管理者制度を導入する前の平成15年度から平成17年度までの3年間における平均利用者数は年間26.3万人でした。一方、指定管理者制度導入後の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けない平成29年度から令和元年度までの3年間とし、同期間の平均利用者数は年間27.8万人でした。指定管理者制度導入の前後で平均利用者数を比較すると1.4万人増加しています。こうした状況から、指定管理者制度を導入したことで、(公財)厚木市スポーツ協会による自主事業の実施により、利用者の増加や利用しやすい環境の整備が図られているものと判断します。

(2) 定性的評価の確認

ア 利用者満足度

指定管理者制度導入施設については、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかの評価等を行うモニタリングを毎年度実施しています。

令和2年度～令和4年度に実施した市営体育施設のモニタリングの結果、施設利用者が評価する外部評価では、A+、A、B、Cの4段階評価のうち、全施設でA+またはAと高い評価が得られました。

また、外部評価における施設利用者からの主な意見には、施設や備品の老朽化等に伴う修繕に関する内容や受付方法の改善等の意見がありましたが、通常の管理運営で解決できるものであり、施設管理上の大きな課題にはなっていません。

こうした状況から、指定管理者により協定に従ったサービスが提供されており、高い満足度が得られる維持管理・運営が行われているものと判断します。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東町	A+	A+	A
及川	A+	A+	A
猿ヶ島	A+	A+	A+
南毛利	A	A	A

#### イ 内部評価結果（所管課による評価）

令和2年度から令和4年度までの期間に実施した市営体育施設のモニタリングの結果、A+、A、B、Cの4段階評価のうち、全施設でA+またはAと高い評価となりました。

このことから、指定管理者による適切な管理運営ができているものと判断します。

※「A+」：協定書、仕様書の内容を遵守し、適切な管理運営ができていることに加え、仕様書の内容を上回る利用者サービス等が提供されているなど高く評価することができる。

※「A」：協定書、仕様書の内容を遵守し、適切な管理運営ができており、改善すべき事項も軽微である。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東町	A	A	A
及川	A+	A	A
猿ヶ島	A	A	A
南毛利	A+	A	A

#### (3) 今後の維持管理・運営について

定量的評価及び定性的評価の結果を踏まえ、当該施設の設置目的をより効果的に達成するため、引き続き指定管理者を更新するものとします。

### 4 指定管理者候補者の選定（公募・非公募）の検討

#### (1) 指定管理者を非公募で選定することの妥当性について

指定管理者制度導入に係る基本方針では、「当該出資法人が指定管理及び事業運営を一体的に実施することにより、効果的に施設の設置目的を達成できると客観的に判断できる場合においては、当該出資法人を公募によらない方法で指定管理者として選定することができる」と位置付けています。

## (2) 非公募で（公財）厚木市スポーツ協会を指定管理者に選定する理由について

（公財）厚木市スポーツ協会は、平成18年度から厚木市営体育施設の指定管理者となり、円滑な指定管理業務の履行、関連法令の遵守及び適切な管理等の実績があります。

また、その豊富な経験や実績、加盟スポーツ団体との連携により、多様なイベントやスポーツ教室を開催するなど、スポーツ推進に係る企画、提案能力を有していることから、施設管理及び事業運営を一体的に実施することで施設の設置目的を効果的に達成することが期待できます。

また、市としても公益性の高い事業の担い手である（公財）厚木市スポーツ協会と連携を図っていく必要があります。

以上のことから、（公財）厚木市スポーツ協会を指定管理者として、非公募により選定します。

## 5 指定期間の検討

指定管理者制度導入（更新施設・新規導入施設）に係る基本方針では、指定期間を原則として3年間から5年間としています。

次期指定期間を検討するに当たっては、今後計画しているスポーツ施設の再整備により、指定管理対象施設を追加する可能性を考慮し、将来的な対象施設の変更に柔軟に対応できるよう、更新間隔を短く設定する必要があります。

このことから、次期指定期間については3年間とします。

## 6 指定管理対象施設の追加に係る検討

現在、指定管理制度を導入していない体育施設として、市営玉川野球場や飯山グラウンド等がありますが、次の理由から引き続き市の直営とすることが望ましいと判断します。

- ・令和元年度に実施した指定管理に関する調査において、屋外の体育施設は天候によって稼働率が左右され、安定した収益が見込めないことから、民間事業者の事業参画には慎重な意見があった。
- ・指定管理料は年度ごとに精算する必要があり、管理施設数の増加がそのまま指定管理者の収益とならないため、（公財）スポーツ協会にとってメリットが少ない。

## 7 検討結果

- (1) 指定管理者を更新します。
- (2) 指定管理者候補者は、（公財）厚木市スポーツ協会を非公募により選定します。
- (3) 指定管理対象施設は、現状のままとします。
- (4) 指定期間は3年間とします。

## 管理・運営にかかる経費

項目	直営の場合			指定管理者の場合			効果額 (A-B)	備考
	全体(A)	市の負担	委託料	全体(B)	市の負担	指定管理料		
1 人件費	279,066,000	279,066,000	0	242,802,000	7,551,000	235,251,000	36,264,000	令和3年度職員平均人件費 行Ⅰ:8,388,000円 行Ⅱ:8,939,000円
	93,022,000	93,022,000	0	80,934,000	2,517,000	78,417,000	12,088,000	
2 消耗品費	19,677,000	19,677,000	0	19,677,000	0	19,677,000	0	
	6,559,000	6,559,000	0	6,559,000	0	6,559,000	0	
3 燃料費	489,000	489,000	0	489,000	0	489,000	0	
	163,000	163,000	0	163,000	0	163,000	0	
4 光熱水費	76,755,000	76,755,000	0	76,755,000	0	76,755,000	0	
	25,585,000	25,585,000	0	25,585,000	0	25,585,000	0	
5 印刷製本費	1,344,000	1,344,000	0	1,344,000	0	1,344,000	0	
	448,000	448,000	0	448,000	0	448,000	0	
6 修繕費	191,433,000	191,433,000	0	191,433,000	157,377,000	34,056,000	0	
	63,811,000	63,811,000	0	63,811,000	52,459,000	11,352,000	0	
7 通信運搬費	2,742,000	2,742,000	0	2,742,000	0	2,742,000	0	
	914,000	914,000	0	914,000	0	914,000	0	
8 手数料	24,405,000	24,405,000	0	24,405,000	4,851,000	19,554,000	0	
	8,135,000	8,135,000	0	8,135,000	1,617,000	6,518,000	0	
9 保険料	582,000	582,000	0	582,000	0	582,000	0	
	194,000	194,000	0	194,000	0	194,000	0	
10 委託費	154,386,000	154,386,000	0	154,386,000	0	154,386,000	0	
	51,462,000	51,462,000	0	51,462,000	0	51,462,000	0	
11 賃借料	11,151,000	11,151,000	0	11,151,000	0	11,151,000	0	
	3,717,000	3,717,000	0	3,717,000	0	3,717,000	0	
12 原材料費	849,000	849,000	0	849,000	0	849,000	0	
	283,000	283,000	0	283,000	0	283,000	0	
13 租税公課	63,000	63,000	0	63,000	0	63,000	0	
	21,000	21,000	0	21,000	0	21,000	0	
14 納付消費税	21,429,000	21,429,000	0	21,429,000	0	21,429,000	0	
	7,143,000	7,143,000	0	7,143,000	0	7,143,000	0	
合計	784,371,000	784,371,000	0	748,107,000	169,779,000	578,328,000	36,264,000	
	261,457,000	261,457,000	0	249,369,000	56,593,000	192,776,000	12,088,000	

※新型コロナウイルス感染症による施設閉館等の影響を考慮し、令和3年度の決算額をベースに計算しています。

※上段の金額は3年間、下段の金額は1年間の金額になります。

※人件費における「指定管理者の場合」の市の負担は、職員平均人件費8,388,000円として以下のとおり積算しています。

職員平均人件費8,388,000円×0.3人工≒2,517,000円（1年間）

2,517,000円×3年間=7,551,000円（3年間）